

令和2年度「しまねの木」建築利用促進事業募集要領

令和2年6月15日

I 事業の概要

1 事業の趣旨

県産木材を積極的に使用する建築士が設計した民間木造非住宅建築物（以下、「民間建築物」という）の新築について、木造設計による掛かりまし経費を建築士に助成することで、非住宅分野においても木材利用を促進。応募のあった案件の中から、構造材や内外装材等に県産木材を積極的に使用し、モデル的な整備事例となるものに対し助成。

2 事業の内容

民間建築物の木造化を設計面から促進するため、民間建築物の木造建築物にかかる設計・監理費用について、予算の範囲内で（社）島根県木材協会（以下、「木材協会」という）がその費用の一部を補助。

3 補助対象

県内外において構造材や内外装材等に県産木材を使用し新築する民間建築物の設計・監理費で以下に該当するもの。

(1) 応募要件

- ・ 応募者が設計・監理の契約者となっており、「しまねの木」活用建築士（以下、「認定建築士」という）、もしくは認定建築士となることが確実である建築士が、当民間建築物の設計を担当していること。
- ・ 建築に使用する木材には、県産木材を木材総使用量の60%以上使用すること。
- ・ 鉄筋コンクリートや鉄骨造などの混構造については、主な構造が木造による部分について県産木材使用割合が60%以上の木造建築物であること。
- ・ 複数の設計事務所による共同設計もしくは共同事業体（JV）により施工された建築物について、契約書等に記載された全ての設計事務所にそれぞれ認定建築士もしくは認定建築士になることが確実な者が一人以上在籍し、当民間建築物の設計を担当していること。
- ・ 県産木材はしまねの木認証センターが認証した木材・製品とする。
- ・ 建築物の工事に未着手であること。
- ・ 構造見学会や完成見学会、HP掲載など県産木材のPRを実施するもの。
- ・ 図面や写真等の県への提供およびその公表に協力すること（建築主の了解が得られていること）。
- ・ 施工にあたっては、県産木材を用いた建築であることがわかるよう表示する。

(2) 対象外とする業務

以下の場合、応募対象としない。

- ①他の補助金を受ける設計監理業務（工事等に係る補助金を除く）。
- ②宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした建築物。
- ③島根県条例第49号「島根県暴力団排除条例」第2条に定義する暴力団事務所
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制対象となる建築物。
- ⑤その他、審査会で補助対象として適当と認められないもの。

4 補助対象者

上記、民間建築物の設計・監理をする以下の要件に該当する者とする。

- ・ 都道府県における都道府県税の未納がない者であること。
- ・ 応募者及びその役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第88号）に規定する暴力団員でないこと及び暴力団との関与がないこと。

5 補助額

別表2のとおり。なお、複数の設計事務所による共同設計もしくは共同事業体（JV）により施工された建築物について、応募書に記載された代表者に補助金を交付するものとする。

別表2

事業の内容	補助金の額
県産木材を使用する民間建築物の設計・監理	木工事費の8.75%以内 上限：1棟あたり100万円

II 応募方法

1 応募手続き

下記4の一覧表に記載する応募書類を作成のうえ下記3に郵送か持参により提出すること。

2 募集期限

応募の締切を下記のとおりとする。

第2回：7月31日（金）第3回：11月30日（月）必着（※第3回は予算の範囲内で設ける）

3 提出先、問い合わせ先、応募書類の配付

本事業に関する質問・相談については、原則として、電話かメールとすること。応募書類は下記の場所で配布するほか、下記のホームページから募集パンフレット・応募様式をダウンロードすることが可能。

【応募書類の提出先・問い合わせ先】

〒690-0886 島根県松江市母衣町 55 番地

一般社団法人島根県木材協会

TEL 0852-21-3852

ホームページ <http://shimane-mokuzai.jp/>

メールアドレス info@shimane-mokuzai.jp

4 応募書類

応募者は、募集期間中に応募書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出すること。

事業区分	応募書類	必要部数
建築物の 設計・監理	「しまねの木」建築利用促進事業申込書 ※添付書類 (1) 位置図、仕上概要表、平面図、立面図 (2) 工事費内訳概算書等事業費が確認できるもの (A4 1枚程度) (3) 木材利用に関する特記事項 (様式適宜) ①応募建築物の設計の考え方と木材利用に関する設計上の工夫・技術的事項 ②応募される事業所の木材利用に関する取り組み方針 ③使用する県産木材の調達計画 ④応募建築物の利用形態及び利用者数 (4) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの	2部 (正1部、 正のコピー 1部)

Ⅲ 対象事業の決定

1 審査

(1) 審査方法

審査にあたって、必要に応じて問い合わせ・ヒアリングにより追加説明を求めるものとする。また審査内容については非公開。

(2) 審査項目

応募書類の審査は、木材協会が定める審査会で、以下の審査項目について行います。

- ①県産木材使用量
- ②構造や内外装等への木材利用に関する設計上の工夫
- ③木材利用に関する取り組み方針
- ④県産木材の調達計画
- ⑤建築物の利用形態及び利用者数

2 審査後の流れ

(1) 審査結果通知

審査会において、応募書類をもとに審査し、採択の可否を決定し、応募者に通知。

(2) 補助金交付

採択となった場合は、別に定める補助金交付申請の手続きが必要。その補助金交付申請前に辞退することも可能。翌年度への繰越が可能。ただし、翌々年度への繰越は不可。

Ⅳ 令和3年度以降の補助申請について

- ・認定建築士が設計し、認定工務店が施工する民間建築物のみを応募対象に設定。
- ・当補助事業の採択は1度限りとし、過去に採択された実績を有する建築士は応募不可。